

○総務省告示第三百五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二百二条の十四第二項第三号の規定を実施するため、平成六年郵政省告示第七十七号（指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年十一月五日から施行する。

令和六年十月二日

総務大臣 村上 誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

名称	所在地	管轄区域
「略」		
沖繩総合通 信事務所	沖繩県那覇市おもろまち二丁目一番 一号	「略」
	那覇第二地方合同庁舎三号館	

改正前

名称	所在地	管轄区域
「同上」		
「同上」	沖繩県那覇市旭町一番九号 カフーナ旭橋B街区	「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。